



年金トピック

No.2018-114 第 37 号

2018 年 11 月 15 日 団体年金事業部

制度改訂、縮小又は清算(IAS第19号の改訂)について

金融庁は、2018年11月15日、国際会計基準審議会(IASB)が2018年6月30日までに公表した次の 国際会計基準を、連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準(※)に指定しました。

2018 年 2 月 7 日公表 国際会計基準第 19 号「従業員給付」 2018 年 3 月 29 日公表「財務報告に関する概念フレームワーク」

(※) 指定国際会計基準とは 指定国際会計基準とは、IASB が公表した国際会計基準のうち金融庁が指定した会計基準で、国際会計基準を任意適用する日本企業は、この指定国際会計基準を利用します。

なお、上記2つの国際会計基準のうち、2018年2月7日に公表された国際会計基準第19号「従業員給付」で改訂された内容の概要は以下のとおりです。

過去勤務費用、清算損益の計算について

制度改訂、縮小が生じた場合の過去勤務費用、及び清算が生じた場合の清算損益の算定において、従来は当該制度改訂等が生じる「前」の制度に基づく数理計算上の仮定を用いることとされていました。 今回の改訂で、制度改訂等が生じる「前」と生じた「後」のそれぞれの制度に基づく2つの数理計算上の仮定を用いて、過去勤務費用及び清算損益を計算することとなりました。

また、過去勤務費用、清算損益は資産上限額の影響を排除して算定し、算定後に改めて資産上限額の影響を反映することが明確化されました。

制度改訂、縮小又は清算が行われた場合の勤務費用、利息純額の計算について

確定給付費用の構成要素である勤務費用及び確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額については、 従来は年次報告期間の開始時点で決定した数理計算上の仮定(割引率を含む)を用いることとされていました。今回の改訂で、期中に制度改訂、縮小又は清算が生じた場合は、当該制度改訂等が生じた「後」の制度に基づく数理計算上の仮定(割引率を含む)を用いて、制度改訂等以降の期間に係る勤務費用及び利息純額を算定することとなりました。

適用時期について

今回の改訂は、2019年1月以後に開始する最初の年次報告期間の期首以後に発生した制度改訂、縮小 又は清算に適用する必要があります。早期適用は認められますが、企業が今回の改訂を早期適用する場 合は、その旨を開示する必要があります。

以上

第一生命保険株式会社